

別記第1号様式（意見募集要領）

『鴨川市空家等対策計画（案）』についての意見を募集します。

**[政策案について]**

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的に令和3年3月に「鴨川市空家等対策計画」を策定しました。

この度、計画期間が令和7年度で終了することに伴い、令和5年に一部改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の内容を反映するとともに、今後さらに増加が見込まれる空家等への対策をより一層推進することを目的として、計画を改定するものです。

**[意見を提出することができる方]**

- 1 市内に在住、在勤又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

**[公表するもの]**

- 1 鴨川市空家等対策計画（案）
- 2 （参考資料）鴨川市空家等対策計画（案）概要版

**[案などの公表]**

- 1 鴨川市役所2階 建設経済部都市建設課で閲覧できます。
- 2 鴨川市役所1階 市政情報コーナーで閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

**[意見募集期間]**

令和8年1月19日（月）から同年2月17日（火）まで

**[意見の提出方法]**

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。様式は任意です。

- ① 窓口への文書の提出  
鴨川市役所2階 建設経済部都市建設課へ提出してください。
- ② 郵便での提出  
〒296-8601 鴨川市横渚1450番地 鴨川市建設経済部都市建設課宛てに送付してください。  
(最終日の消印まで有効)
- ③ ファクシミリでの提出  
FAX番号：04-7093-7856 に送信してください。
- ④ 電子メール  
アドレス iken003@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。
- ⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）  
QRコード



アドレス

<https://logoform.jp/form/WzTS/1407406>にアクセスし、回答してください。

**[実施担当課／問合せ先]**

鴨川市建設経済部都市建設課都市整備係 電話番号 04-7093-7835

**[ご注意とお願い]**

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。（ただし、個人情報などは公表しません。）
- 2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。